

日弁連法1第146号
2023年(令和5年)7月28日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 小林 元 治
(公印省略)

司法修習生等の就職活動等に関する御協力をお願い

日頃から、当連合会の活動に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

司法修習生の就職活動等に関し、下記の事項について会員への周知に御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

記

第1 司法修習生等に対する採用に関する要請について

当連合会は、令和5年3月21日から司法修習を開始する第77期司法修習生及び司法修習予定者(以下合わせて「司法修習生等」といいます。)に関し、司法修習の実効を期すとともに司法修習生等の職業選択の自由を尊重するため、以下のとおり要請いたします。

1 採用情報提供の開始時期について

第77期司法修習生等の就職対策として、司法試験合格発表(2023年11月8日)後から、同予定者に対し、弁護士会(当連合会や弁護士会連合会を含みます。)のウェブサイトや弁護士会主催の採用説明会を通じて、各法律事務所の採用情報の提供をしていただくよう、御協力のほどお願い申し上げます。

例年、司法修習生からは、就職活動のための交通費等経済的負担が大きい、修習地以外の法律事務所と縁を作る活動を優先すると司法修習に支障が生じる等、修習地と弁護士登録希望地が離れていることによる不公平感を訴える意見があります。

つきましては、第77期司法修習生等の就職対策として、このような司法修習生の就職活動に関わる負担を軽くするとともに、登録希望地における就職活動の機会を増やすため、各法律事務所に対し、前述のとおり、司法試験合格発表後からの採用情報の提供を実施していただくよう御協力をお願いする次第です。

2 事務所見学・採用選考等の日程・時刻の配慮

会員は、第77期の司法修習生等について、事務所見学、採用選考等の日程及び時刻を決定するに当たっては、司法修習に対する影響を低減するように配慮いただきたく、御協力のほどお願い申し上げます。特に、導入修習期間中（令和6年3月21日から同年4月12日までの期間）は、司法修習生等が司法修習を欠席することがないように事務所見学、採用選考等はお控えください。

また、在学中受験による合格者に対しては、令和6年2月中旬頃まで法科大学院の授業や定期試験等があることに配慮し、事務所見学・採用選考等の日程について平日の夕刻以降や土曜日・日曜日の開催も含めて御検討いただきたくお願いいたします。

あわせて、修習生の経済的負担軽減の観点から、ウェブ会議システムによる面接の活用の御検討いただけますと幸いです。

3 過度な拘束等の防止

会員から、司法修習生等に対し、過度の拘束や飲食提供、その他不相当な方法による採用のための勧誘行為を行わないようお願いいたします。

4 職業選択に関する自由な意思決定の尊重

会員においては、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重してください。第77期司法修習生等の会員に対する採用の申込み又は会員からの採用の申込みに対する第77期司法修習生等の承諾につき、司法修習生等が撤回することを妨げることをないようお願いいたします。

第2 選択型実務修習期間における司法修習生の事務所訪問について

司法修習生の就職活動は、各司法修習生の自助努力に任されておりますが、その活動は、分野別実務修習や選択型実務修習の合間も縫ってなされております。また、集合修習、二回試験が間近に迫った選択型実務修習期間中に就職活動をすすめる司法修習生も存在します。

司法研修所が定めている令和3年10月14日付け「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」では、「導入修習期間中を除き、合計5日間を限度として承認して差し支えない。（後略）」とされておりますが、選択型実務修習における修習プログラムは、修習生が自ら応募して選択したものであるとともに、他の機会には代替できない修習であるため、極力、就職活動を理由とする欠席が生じないように配慮する必要があります。

そこで、当連合会としましては、貴会に対し、選択型実務修習期間中に司法修習生が事務所訪問する場合、訪問日を土曜日又は日曜・祝日に指定する等、各地

の実情に合わせて司法修習に支障がないように御配慮いただきたく、その旨を貴会所属の会員に周知していただきたく要請します。

以上

【添付資料】

チラシ「司法修習生等に対する差別発言にご注意ください！」

<本件担当事務局>

日本弁護士連合会法制部法制第一課（担当： ██████████ ）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

TEL: ██████████ （直通） FAX: ██████████

E-mail: ██████████

司法修習生等に対する差別発言 にご注意ください！

毎年、登録1年目の弁護士を対象に実施している就業状況に関するアンケート調査の結果によると、近時においても、就業活動において「女性は採用しない(しづらい)」との発言を受けたという回答が、女性回答者からありました。

過去には、出産・育児があることを理由として採用しないとする発言のほか「弁護士という仕事に合わない」、「女性はわがまま」などの性差別発言もあったという話もあります。

このような差別発言は、相手の人格を傷つけるものであり、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法、さらに、日弁連の男女共同参画施策基本大綱の理念に反し、日弁連の性別による差別的取扱い等の防止に関する規則にも違反するものです。

司法修習生等に採用情報を説明する際には、十分ご注意くださいますようお願いいたします。



ご注意ください！

JFBA 日本弁護士連合会

〈本件のお問合せ先〉

日本弁護士連合会 業務部業務第一課

TEL: [REDACTED]